

第2回かながわソーラーバンクシステム設置プランの公募開始について

県では、太陽光発電設備を県民にリーズナブルな価格で安心して設置していただくため、平成23年12月から「かながわソーラーバンクシステム」を運用していますが、太陽光パネルの価格は更に低下しており、また、平成24年7月から新たな固定価格買取制度がスタートすることから、設置プランについて次の見直しや追加を行い、改めて公募することになりましたのでお知らせします。

1 住宅用太陽光発電設備の設置プランの見直し

(1) 従来型プランの見直し

県民の設置費用の負担を抑えるために、10年間の売電収入と電気料金の節約により、設置費用をできる限り回収できる設置プランを提示することを目指してきましたが、太陽光パネルの価格が低下していることから、今回の公募では、10年間で設置費用を回収できると見込まれる設置プランに限定して公募することになりました。

具体的には、戸建住宅の価格については1kW当たり43万円以下、共同住宅については1kW当たり44万円以下とする要件を設定し、更に価格の低下を促進します。

(2) 新型プランの追加

新たな固定価格買取制度の下で、全量買取が適用されると太陽光発電事業の収益性がアップし、新たなビジネスモデルの展開が期待できることから、事業者の資金やノウハウを活用した新型プランを公募することになりました。

この新型プランは、例えば次のようなビジネスモデルが想定されます。

(例) 屋根借り型

事業者が複数の住宅の屋根を借りて、合わせて10kW以上の太陽光発電設備を設置する場合には、全量買取が適用される予定であることから、事業者が設置費用を全額負担して太陽光発電設備を設置し、全量を売電して収益を得るビジネスモデル

このほか、県民の設置費用の負担を大胆に削減するユニークな新型プランを提案してください。

なお、新型プランは、アイデアレベルの提案ではなく、実施する事業者、プランの具体的な仕組み・手続・適用条件、資金調達計画や事業収支の見込み、県民と締結する契約の内容などを具体的に提案していただき、合理性や確実性等を評価して選考します。

2 産業用太陽光発電設備の設置プランの追加

固定価格買取制度が適用される産業用の太陽光発電設備について、新たに設置プランを公募して提示することにより、設置を促進します。

具体的には、工場、商業施設、流通施設、事務所及び教育施設等を対象とし、施

設の規模別に中規模(18kW以上22kW未満)と大規模(65kW以上75kW未満)の2つの区分を設けます。

なお、産業用の設置プランについては、全量買取が適用され、一般的に買取期間(20年間)内で設置費用の回収が可能と見込まれますので、価格要件は設定しないで公募し、事業の採算性が十分に見込まれるプランを選考することとします。

3 スケジュール

公募期間 平成24年6月7日(木曜日)～平成24年6月27日(水曜日)
事業者説明会 平成24年6月12日(火曜日)
選考結果公表 平成24年7月10日(火曜日)(予定)

○事業者説明会

日時 平成24年6月12日(火曜日)18時30分～19時50分
場所 横浜市中区日本大通1
神奈川県庁 本庁舎3階 大会議場
※事前の参加申込は不要です。

4 公募要領

次の神奈川県環境農政局新エネルギー・温暖化対策部太陽光発電推進課のホームページからダウンロードできます。

(URL : <http://www.pref.kanagawa.jp/div/0521/>)

問い合わせ先

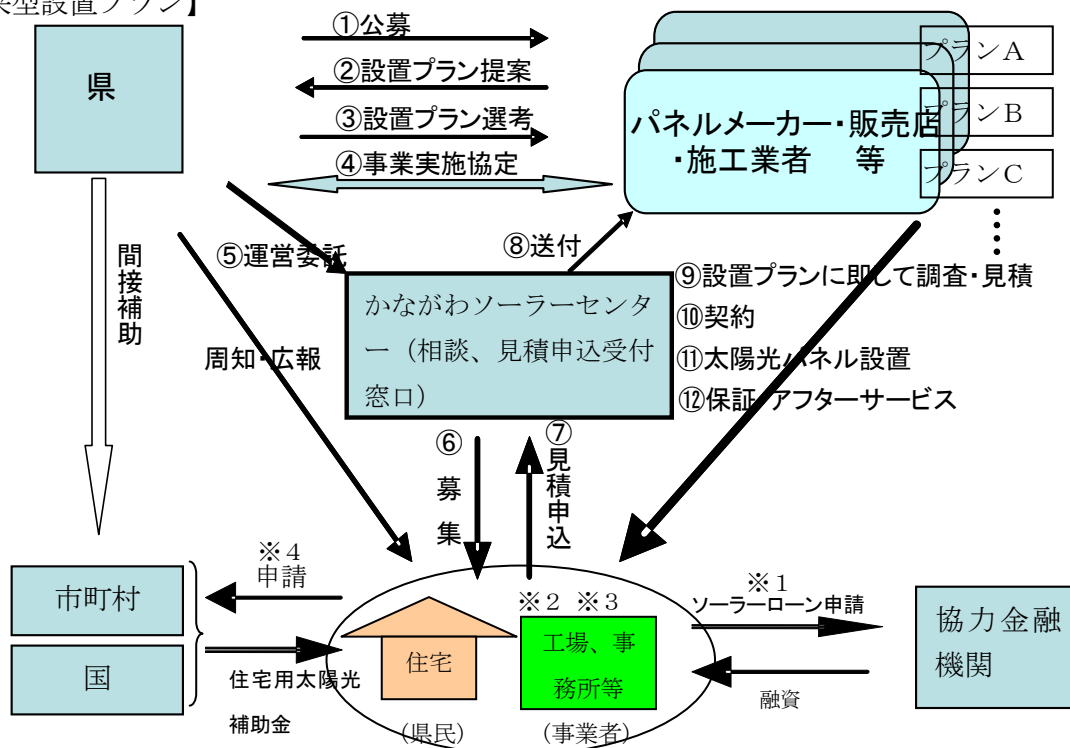
神奈川県環境農政局新エネルギー・温暖化対策部
太陽光発電推進課

課長 山口 電話 045-210-4101

グループリーダー 武川 電話 045-210-4090

1 ソーラーバンクシステムのスキームと手続の流れ

【従来型設置プラン】



※1：ソーラーローンの利用は必須ではありません。

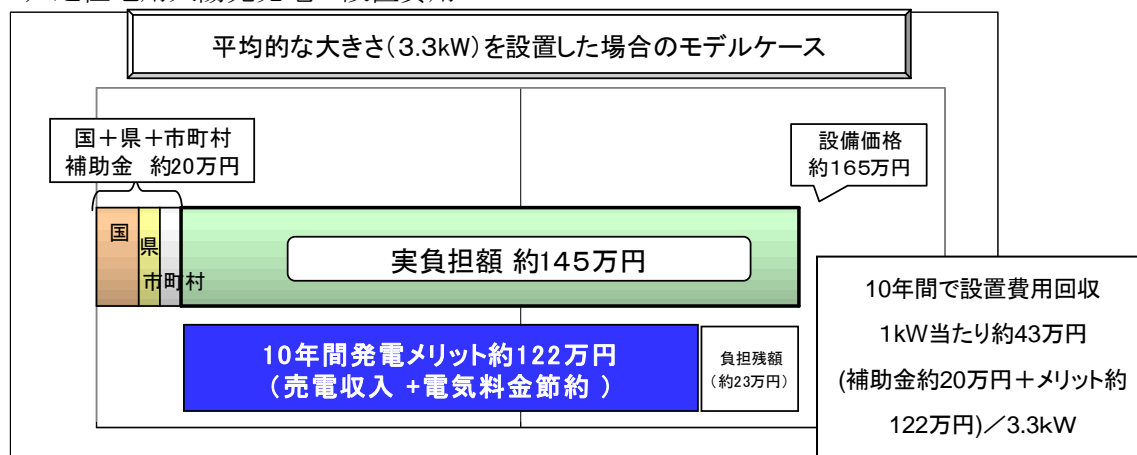
※2：工場・事務所等については、補助金及びソーラーローンは利用できません。

※3：中小企業者向けには、太陽光発電設備等の導入に対する融資制度があります。

※4：共同住宅向けの補助金は、県に直接申し込んでいただきます。

2 設置費用の回収見込み

(1) 戸建住宅用太陽光発電の設置費用



【主な与件（算定の根拠）】

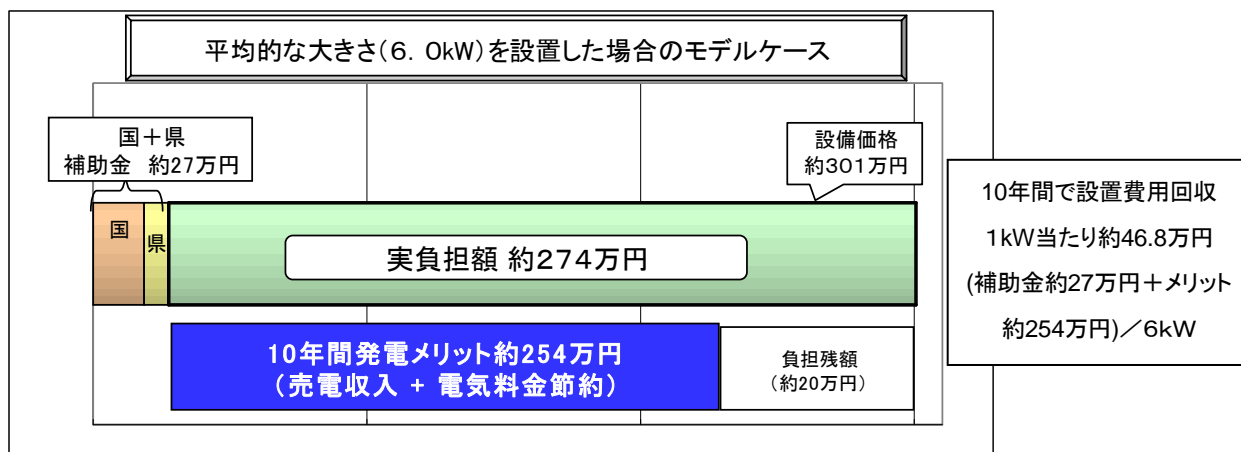
- ・設備価格 50.1万円/kW (国の補助実績の23年度第4四半期の平均)
- ・国補助 3.0万円/kW (2012年度の補助単価, 47.5~55万円/kWの場合)
- ・県補助 1.5万円/kW (2012年度の補助単価)
- ・市町村補助 1.6万円/kW (2012年度の平均補助単価、市町村により異なる)

【発電による経済的メリット】

総発電量 年間 3,469kWh (3.3kW × 24時間 × 365日 × 12%)
 → 売電収入 年間 8.74万円 (42円/kWh × 3,469kWh × 6割)
 → 電気料金の節約 年間 3.47万円 (25円/kWh × 3,469kWh × 4割)

※ 設備利用率12%、自家消費4割、売電6割、売電価格42円/kWh、電気料金25円/kWhで計算

(2) 共同住宅用太陽光発電の設置費用



[主な与件(算定の根拠)]

- ・設備価格 50.1万円/kW (国の補助実績の23年度第4四半期の平均)
- ・国補助 3.0万円/kW (2012年度の補助単価, 47.5~55万円/kWの場合)
- ・県補助 1.5万円/kW (2012年度の補助単価)

[発電による経済的メリット]

- 総発電量 年間 6,307kWh (6.0kW × 24時間 × 365日 × 12%)
 →売電収入 年間23.84万円 (42円/kWh × 6,307kWh × 9割)
 →電気料金の節約 年間 1.58万円 (25円/kWh × 6,307kWh × 1割)

※ 設備利用率12%、自家消費1割、売電9割、売電価格42円/kWh、電気料金25円/kWhで計算

- ※ 1kW当たり46.8万円以下であれば、10年間で設置費用を回収できると見込まれるが、低価格化を促進するため、公募する価格要件としては戸建住宅と同程度の1kW当たり44万円とした。戸建住宅の1kW当たり43万円に1万円上乗せしたのは、本県の共同住宅への補助金を利用して設置した実績が51万円/kWであり、戸建住宅を主体とする国の住宅への補助金の実績の50.1万円/kWhを1万円上回っていることを考慮したものである。

3 新たな固定価格買取制度

(再生可能エネルギー特別措置法の主要論点に関するパブリックコメント資料をもとに作成)

○太陽光発電

(1) 買取区分等

| | | |
|------|------------|------------|
| 買取区分 | 10kW未満 | 10kW以上 |
| 買取価格 | 42円(税抜42円) | 42円(税抜40円) |
| 買取内容 | 余剰買取 | 全量買取 |
| 買取期間 | 10年 | 20年 |

※ 一般消費者には消費税の納税義務がないことから、税込価格と税抜価格が同じとなっている。

(2) 設備認定基準

- ア 再生可能エネルギー発電設備が調達期間にわたり、安定的かつ効率的に発電することが可能であると見込まれるものであることその他の経済産業省令で定める基準に適合すること
- イ 電気事業者に対する再生可能エネルギー電気の供給量を透明かつ公正に計ることができる設備であること

ウ 発電に用いる設備が具体的に特定されていること

エ その他

- 10kW未満の太陽光発電設備については、これまでも国による補助金の受給要件として活用されてきた実績を踏まえ、JIS基準（JISC8990、JISC8991、JISC8992-1、JISC8992-2）又はJIS 基準に準じた認証（JET（一般財団法人電気安全環境研究所）による認証を受けたもの、又はJET 相当の海外の認証機関の認証）を得ていること。
- 10kW未満の太陽光発電設備については、余剰配線（発電された電気を同一需要場所の電力消費に充て、残った電気を電気事業者に供給する配線構造）となっていること。
- 事業者が複数の住宅に、それぞれ10kW未満の太陽光発電設備を設置する場合で、その発電出力の合計が10kW以上となる場合にあっては、①各住宅について全量配線（発電された電気を住宅内の電力消費に充てず、直接電気事業者に供給する配線構造）となっていること。②各住宅の屋根の賃借に係る契約書を添付すること。
- 太陽光パネルのモジュール化後のセル実効変換効率が、以下のパネルの種類に応じて、それぞれ定める変換効率以上のものであることについて確認できるものであること。
 - シリコン単結晶系 13.5%以上
 - シリコン多結晶系 13.5%以上
 - シリコン薄膜系 7.0%以上
 - 化合物系 8.0%以上